

とっとり思いやり消費普及推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり思いやり消費普及推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者が行う思いやり消費（エシカル消費）（以下「思いやり消費」という。）の普及推進の取組を支援することにより、県民に思いやり消費を実践する機会を提供し、思いやり消費の普及を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に掲げる率を乗じて得た額以下（1円未満の端数は切り捨てるものとし、同表第5欄に掲げる額を上限とする。）とする。
 - 3 本補助金の交付対象とする事業は、同表第6欄に定める期間に実施するものとする。
 - 4 同一の事業実施主体が行う同種の事業に対する補助は、同一年度1回に限るものとする。
 - 5 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象経費としないものとする。
 - 6 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、1月末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者若しくは簡易課税事業者であるとき、又は仕入れ控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第4欄に掲げる率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	<p>(1) 思いやり消費普及推進事業</p> <p>ア 思いやり消費に資する商品又はサービス（以下「商品等」という。）を販売又は提供するコーナーの開設</p> <p>イ 思いやり消費に資する商品等の購入金額に応じたポイントの付与</p> <p>ウ 思いやり消費に資する商品等の宣伝、広告等</p> <p>エ 思いやり消費に資する商品等の試作</p> <p>オ その他思いやり消費の普及に資するものとして知事が認める事業</p> <p>(2) 思いやり消費普及推進事業（小規模枠）</p> <p>(1)のうち、事業費が10万円未満の事業</p>
2 事業実施主体	<p>県内に店舗、事業所等を有し、思いやり消費に資する商品等を販売又は提供する法人、個人事業者、団体等で、「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録要綱（令和4年9月15日付第202200117032号鳥取県生活環境部長通知）第4条に定める宣言事業者として知事の登録を受けている者（知事に登録申請書を提出している者を含む。）</p> <p>ただし、1（2）については、個人事業主又は中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下（商業（卸売業・小売業）・サービス業は5人以下）の事業者等に該当する者に限る</p>
3 補助対象経費	<p>(1) 需用費、消耗品費、印刷製本費等（チラシ、ポスター、パネル、のぼり等の購入等）</p> <p>(2) 役務費、通信運搬費、広告料等</p> <p>(3) 委託料（チラシ、ポスター、パネル、のぼり、ホームページ等の制作等）</p> <p>(4) 使用料及び賃借料</p> <p>(5) その他知事が認めるもの</p>
4 補助率	<p>1/2</p> <p>ただし、1（2）については10/10</p>
5 補助上限額	<p>500千円</p> <p>ただし、1（2）については50千円</p>
6 事業実施期間	<p>交付決定の日から2月末日まで</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度とっとり思いやり消費普及推進事業（変更）計画（報告）書

区分	内容
1 事業の内容	
2 事業実施予定日	
3 事業完了（予定）日	
4 「とっとり思いやり消費 推進宣言」の登録	<input type="checkbox"/> 登録済（ 年 月 日）※登録通知日 <input type="checkbox"/> 登録申請書提出済（ 年 月 日）
5 他の補助金等の活用の 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※「有」の場合は、当該補助金等の名称、事業内容、問合せ先（当該補助金等の所管部署名や団体名及び連絡先）を記載してください </div>
備 考	※1の「事業の内容」は、別表の1「補助事業」の事業例を元に、具体的に記入すること。 ※チラシ等印刷物を作成する場合は、思いやり消費についての説明を記載し、消費者の理解を促す工夫をすること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度とっとり思いやり消費普及推進事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要
県補助金				
自己資金				
合計				

2 支出

（単位：円）

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要（経費内容）
合計				

※予算（決算）額を確認できる資料を添付すること。

※小規模枠事業を活用する場合は、対象事業者であることが分かる資料を添付すること。（個人事業主の場合は不要）

様

職 氏 名

〇〇年度とっとり思いやり消費普及推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり思いやり消費普及推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとり思いやり消費普及推進事業補助金交付要綱（令和4年9月15日付第202200118362号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

職 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度とっとり思いやり消費普及推進事業仕入控除税額確定報告書

とっとり思いやり消費普及推進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

$$(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$$
 金 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。